# 通所介護事業（通常規模：５時間以上６時間未満）

# 料 金 表

令和8年6月1日現在

1 介護報酬に係る費用　　*※端数処理のため目安となる額を表示しています*

| 項目 | 区分 | 単位数 | 利用料<br>(10割):円 | 利用者負担金<br>(1割):円 | 利用者負担金<br>(2割):円 | 利用者負担金<br>(3割):円 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本額 | 要介護1 | 570 | 6，110 | 611 | 1，222 | 1，833 |
| | 要介護2 | 673 | 7，214 | 722 | 1，443 | 2，165 |
| | 要介護3 | 777 | 8，329 | 833 | 1，666 | 2，499 |
| | 要介護4 | 880 | 9，433 | 944 | 1，887 | 2，830 |
| | 要介護5 | 984 | 10，548 | 1,055 | 2，110 | 3，165 |
| 加算額 | 入浴加算Ⅰ | 40 | 428 | 43 | 86 | 129 |
| | 体制強化加算Ⅲ | 6 | 64 | 7 | 13 | 20 |
| | 中重度ケア体制加算 | 45 | 482 | 49 | 97 | 145 |
| | 科学的介護推進体制加算 | 40 | 428 | 43 | 86 | 129 |
| | 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ | 所定単位数に1000分の118を乗じた単位数を加算します。 | | | | |
| 利用者負担金の計算方法 | ・単位数(基本額+加算額)×10.72 円(横浜市の地域加算)＝利用料Ａ(10 割)<br>・【１割】利用料Ａ×0.9＝国保連請求額Ｂ(介護報酬、小数点以下切り捨て)<br>・【２割】利用料Ａ×0.8＝国保連請求額Ｂ(介護報酬、小数点以下切り捨て)<br>・【３割】利用料Ａ×0.7＝国保連請求額Ｂ(介護報酬、小数点以下切り捨て)<br>・Ａ－Ｂ＝利用者負担金(月単位で計算し、端数処理します) | | | | | |

・上記の利用者負担金は、法定代理受領(現物給付)の場合について記載しています。
・居宅サービス計画を作成していない場合など、「償還払い」となるときには、いったん利用者が利用料(10割)を事業所に支払い、その後市区町村に対して保険給付分(9割又は8割又は7割)を請求していただくことになります。
・利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、その超えた分が全額自己負担となります。
・事業所と同一の建物から利用される方につきましては、送迎減算が適用されます。
【1割】101円/回、【2割】202円/回、【3割】303円/回を差し引きます。
・送迎を行わない場合は、片道につき【1割】51円、【2割】101円、【3割】151円を差し引きます。
・介護保険料の滞納があった場合は、滞納期間により支払い方法や利用者負担金が変わります。

2　運営基準で定められた「その他の費用」(全額自己負担)

| 項目 | 内　　容 | 利用者負担金 |
|---|---|---|
| 食費 | 昼食及びおやつ代 | 780円 |

3　通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額自己負担)

| 項目 | 内　　容 | 利用者負担金 |
|---|---|---|
| レクリエーション代 | 通常のプログラム以外に行う特別な(各自が希望する個別の)レクリエーション等 | 実費相当額 |

※参加については、事前に希望を伺います。

4　キャンセル料

1)キャンセル料は次のとおりです。

2)キャンセル料は、利用者負担金と合わせてお支払いいただきます。

| 時期 | キャンセルの扱い | キャンセル料 |
|---|---|---|
| 当日キャンセル | 利用前日の午後5時までに連絡がない場合 | 食費(780円) |

5　料金の支払い

1)料金は原則としてサービス利用の翌月27日に、指定口座から引落しとなります。

2)代金回収事務は、株式会社浜銀ファイナンスに委託しています。

# 横浜市通所介護相当サービス

## 料 金 表

令和8年6月1日現在

1 総合事業報酬に係る費用(1ヶ月につき)　　*※端数処理のため目安となる額を表示しています*

| 項目 | 区分 | | 単位数 | 利用料<br>(10割):円 | 利用者負担<br>(1割):円 | 利用者負担<br>(2割):円 | 利用者負担<br>(3割):円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本額 | 事業対象者、要支援1 | | 1，798 | 19，274 | 1，928 | 3，855 | 5，783 |
| | 要支援2(1)※ | | 1，798 | 19，274 | 1，928 | 3，855 | 5，783 |
| | 事業対象者、要支援2(2)※ | | 3，621 | 38，817 | 3，882 | 7，764 | 11，646 |
| 加算額 | 科学的介護推進体制加算 | | 40 | 428 | 43 | 86 | 129 |
| | 体制強化<br>加算Ⅲ | 事業対象者、要支援1 | 24 | 257 | 26 | 52 | 78 |
| | | 要支援2(1) | 24 | 257 | 26 | 52 | 78 |
| | | 事業対象者、要支援2(2) | 48 | 514 | 52 | 103 | 155 |
| | 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ | | 所定単位数に1000分の118を乗じた単位数を加算します。 | | | | |
| 利用者負担金の計算方法 | ・単位数(基本額+加算額)×10.72円(横浜市の地域加算)＝利用料A(10割)<br>・【1割】利用料A×0.9＝国保連請求額B(介護報酬、小数点以下切り捨て)<br>・【2割】利用料A×0.8＝国保連請求額B(介護報酬、小数点以下切り捨て)<br>・【3割】利用料A×0.7＝国保連請求額B(介護報酬、小数点以下切り捨て)<br>・A－B＝利用者負担金(月単位で計算し、端数処理します) | | | | | | |

※要支援2(1)＝要支援2で週1回程度利用の方、要支援2(2)＝要支援2で週2回程度利用の方

・上記の利用者負担金は、法定代理受領(現物給付)の場合について記載しています。
・事由によっては日割り計算により利用料金を算出する場合があります。
・利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合は、その超えた分が全額自己負担となります。
・同一事業所と建物から利用される方につきましては、送迎減算が適用されます。
【1割】事業対象者、要支援1及び要支援2(週1回程度)の方は 403 円／月、事業対象者及び要支援2(週2回程度)の方は 807 円／月を差し引きます。
【2割】事業対象者、要支援1及び要支援2(週1回程度)の方は 806 円／月、事業対象者及び要支援2(週2回程度)の方は 1,613 円／月を差し引きます。)
【3割】事業対象者、要支援1及び要支援2(週1回程度)の方は 1,209 円／月、事業対象者及び要支援2(週2回程度)の方は 2,419 円／月を差し引きます。)
・事業所が送迎を行わない方につきましては、送迎減算が適用されます。片道につき【1割】51円、【2割】101円、【3割】151円を差し引きます。

2　運営基準で定められた「その他の費用」(全額自己負担)

| 項目 | 内　　容 | 利用者負担金 |
|---|---|---|
| 食費 | 昼食及びおやつ代 | 780円 |

3　通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額自己負担)

| 項目 | 内　　容 | 利用者負担金 |
|---|---|---|
| レクリエーション代 | 通常のプログラム以外に行う特別な(各自が希望する個別の)レクリエーション等 | 実費相当額 |

※参加については、事前に希望を伺います。

4　キャンセル料

1)キャンセル料は次のとおりです。

2)キャンセル料は、利用者負担金と合わせてお支払いいただきます。

| 時期 | キャンセルの扱い | キャンセル料 |
|---|---|---|
| 当日キャンセル | 利用前日の午後5時までに連絡がない場合 | 食費(780円) |

5　料金の支払い

1)料金は原則としてサービス利用の翌月27日に、指定口座から引落しとなります。

2)代金回収事務は、株式会社浜銀ファイナンスに委託しています。